



「※非適用業種」とは何ですか？

農業・林業・漁業、宿泊業、飲食サービス業、洗濯・理美容、浴場業、娯楽業、デザイン業、警備業、ビルメンテナンス業、政治・経済・文化団体、宗教等でこれらの個人事業所は5人以上の従業員がいても任意適用になります。

代表者ひとりの法人でも適用になるのですか？

法人は事業主が法人という考え方になるので、代表取締役であっても事業主である法人に使用される人になるため、代表者ひとりの法人であっても強制加入になります。